

令和8年6月 西之表市農業委員会定例総会 議事録

1.開催日時 令和8年6月29日（月） 9時00分開会

2.開催場所 西之表市役所 議会棟3階 第3委員会室

3.出席委員 12名

職 名	議席 番号	氏 名	職 名	議席 番号	氏 名
会 長	4 番	脇田 峰生	委 員	7 番	入鹿山 君徳
職務代理者	1 1 番	中村 裕臣	委 員	8 番	欠席
委 員	1 番	欠席	委 員	9 番	鮫島 貞人
委 員	2 番	鮫島 繁樹	委 員	1 0 番	深田 広文
委 員	3 番	日高 仙三	委 員	1 2 番	日笠山 昭代
委 員	5 番	中村 逸夫	委 員	1 3 番	古田 新一
委 員	6 番	山下 正	委 員	1 4 番	名越 直樹

4.欠席委員 2名 1番 河本 アツミ 8番 窪田 良二

5.議事日程

- 第 1 議事録署名委員の指名
- 第 2 報 告 第 5 号 合意解約等について
- 第 3 議案第24号 農地法第3条の規定による許可について
- 第 4 議案第25号 非農地証明について
- 第 5 議案第26号 あっせんについて
- 第 6 議案第27号 農用地利用集積等促進計画策定に係る意見について

○事務局

皆さん、おはようございます。本日は、河本委員、窪田委員、後庵推進委員、遠藤推進委員、武田推進委員が欠席です。

それでは、定足数に達しておりますので、これから令和8年6月西之表市農業委員会定例総会を開会します。

なお、会議中は、携帯電話は電源をお切りになるかマナーモードに設定をお願いします。また、退席する際は、議長の許可をもらってから退席してくださいようお願いいたします。

それでは、開会にあたり会長にご挨拶いただき、その後、議事進行をお願いします。

○会長

皆さん、おはようございます。

本日は、令和8年6月西之表市農業委員会定例総会を御案内しましたところ、委員、推進委員の皆様には御出席いただきましてありがとうございます。

令和7年度農業生産概況につきまして、概算値ではありますが、農業・畜産業を合わせて総生産額が58億6,141万円となり、昨年度と比較して約5億850万円の増となっております。

主要品目の生産概況については、基幹作物であるサトウキビが生産量5万3,039トン、平均反収7トン461キロ、生産額11億7,203万円となり対前年度比1億19万円の増収となりました。

さつまいもについては、サツマイモ基腐病対策効果により被害が抑制され、さつまいも全体の平均反収は2,140キロと向上したものの、さとうきびへの転換等により作付面積の減少に歯止めがかからず、生産額8億3,602万円となり、対前年比約1,216万円の減収となりました。

さて、皆さんの任期も7月19日までといよいよ1カ月を切りましたが、任期まで業務を全うしていただきたいと思います。

簡単ですが、開会のあいさつといたします。

本日は、議事運営がスムーズに終わりますよう皆様のご協力をお願いします。

○議長

それでは、本日の会議を開会いたします。

日程は、配布しております会議日程のとおりです。

まず、日程第1、西之表市農業委員会会議規程第10条に規定する議事録署名委員の指名を行います。

12番、日笠山委員、13番、古田委員を指名します。

○議長

続きまして、日程第2、報告第5号「合意解約等について」です。事務局の報告をお願いします。

○事務局

日程第2報告第5号「合意解約等について」を報告します。資料は1ページから2ページです。

今月の合意解約は1番から4番の4件で、台帳現況地目田2筆、面積2,513平米台帳現況地目畑14筆、面積27,874平米、合計16筆、面積30,297平

米の合意解約がありました。

以上で説明を終わります。

○議長

ありがとうございました。続きまして、日程第3、議案第24号「農地法第3条の規定による許可について」を議題といたします。議案説明を求めます。

○事務局

日程第3、議案第24号「農地法第3条の規定による許可について」を説明いたします。資料は3ページです。

今月は、1番から4番の4件で、賃借権設定1件、所有権移転3件の申請がありました。

1番です。榕城校区上之原町地区です。現況地目畑の1筆で、面積855平米を経営拡大により所有権移転をするものです。

2番です。下西校区鞍勇地区です。現況地目畑の3筆で、面積4,256平米を新規就農により所有権移転をするものです。

3番です。現和校区上之町地区です。現況地目畑の1筆で、面積808平米を経営拡大により所有権移転をするものです。

4番です。現和校区武部地区です。現況地目畑の2筆で、面積9,427平米を経営拡大により賃借権設定をするものです。

以上で説明を終わります。

○議長

ありがとうございました。

ただ今、事務局から説明がありました。

続いて、担当委員から報告をお願いします。

番号1番について、担当地区である榕城上方地区推進委員が、説明します。

○榕城上方地区推進員

整理番号1番について、報告いたします。

譲受人はガジュツをメインに作付けしている会社です。

譲渡人が高齢により、農業ができなくなり、譲受人の経営拡大のため、今回の申請となったようです。現地は、これまでサトウキビを作付けしていましたが、今後はガジュツを作付けすることです。

農業機械についても一式揃っており、経営技術についても申し分ありません。

なお、譲渡人には電話にて確認をしております。

以上、双方確認の結果、許可相当と考えます。以上です。

○議長

ありがとうございました。続きまして、整理番号2番について11番委員お願いします。

○11番委員

11番です。整理番号2について報告します。

6月25日に担当推進員、譲渡人、譲受人、立会いの下、現地調査を実施しました。現地は下西校区鞍勇地区の畑です。

譲受人が新規就農したいと意欲的であり、今回の申請となったようです。機材等は

譲渡人から譲り受けるとのことで、譲受人も手伝いながら、果樹を植えたいとのことでした。

以上、双方確認の結果、許可相当と考えます。以上です。

○議長

ありがとうございました。続きまして、整理番号3番、4番について9番委員お願いします。

○9番委員

9番です。整理番号3番の報告をします。

6月28日、私と推進委員とで現地調査を行いました。

譲受人は畜産、さとうきび、甘藷等を作付けする認定農業者です。

譲渡人が高齢により、農業ができなくなったため、今回の申請となったようです。

譲受人は、農業機械についても一式揃っており、経営技術についても申し分ありません。

なお、譲渡人には確認をしております。

以上、双方確認の結果、許可相当と考えます。以上です。

次に、整理番号4番の報告をします。

6月27日、私と推進委員とで現地調査を行いました。

譲受人は認定農業者です。

譲渡人が高齢により、農業ができなくなったため、今回の申請となったようです。

農業機械についても一式揃っており、経営技術についても申し分ありません。

なお、譲渡人には電話にて確認をしております。

以上、双方確認の結果、許可相当と考えます。以上です。

○議長

ありがとうございました。ただ今、担当委員から報告がありました。

この件につきまして、皆さんから質疑等がありましたら、挙手でお願いします。

○現和地区担当推進員

2番ですが、譲渡人と譲受人との関係は？

○11番委員

親子関係にあります。

○議長

他に。

無いようでしたら、議案第24号「農地法第3条の規定による許可について」の採決を行いたいと思います。

原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

ありがとうございました。

全会一致で賛成ですので、本案は許可することに決定いたしました。

続きまして、日程第4、議案第25号「非農地証明について」です。議案説明を求めます。

○事務局

日程第4議案第25号「非農地証明について」を説明します。資料は4ページです。
今月の申請は、2件です。

1番です。榕城校区洲之崎地区の1筆です。台帳地目は畑ですが、現況は、原野となっています。面積については、400平米です。耕作しなくなった時期については平成29年頃とのことです。交付基準1（イ）に基づく申請です。

2番です。榕城校区上之原町地区の1筆です。台帳地目畑ですが、現況は原野となっています。面積については、884平米です。耕作しなくなった時期については平成22年頃とのことです。交付基準1（エ）に基づく申請です。

○議長

ただ今、事務局から説明がありました。

続いて、10日に合同現地調査が行われていますので、調査委員長の報告をお願いします。

○14番委員

14番委員です。6月10日に行われた、合同現地調査の報告を行います。

私と1番委員、事務局2名、地区担当の推進委員2名で調査を行いました。

整理番号1番です。

場所は、洲之崎地区の農地です。平成29年頃から耕作しておらず、現在は雑草と雑木が生えていました。当該農地は、住宅に囲まれ、道も狭く、農業用機械の搬入が困難と思われます。また、所有者は島外に在住しており、農地への復元は不可能であると見込まれるため、交付基準1の（イ）に該当し、非農地相当と意見が一致しました。

整理番号2番です。

場所は、上之原町地区にある農地です。当該農地は、平成22年頃から耕作しておらず、現在に至っています。耕作面積も狭く、また、当該農地の状況や場所、道の状況、生産性等を鑑み、その土地を農地として復元しても継続して利用できないと見込まれるため、交付基準1の（エ）に該当し、非農地相当と意見が一致しました。

以上で報告を終わります。

○議長

ただ今、調査委員長から報告がありました。

この件について、担当委員である私から補足説明いたします。

1番につきましては、住宅に囲まれ、大きな道から農地に入る道も狭く、重機の使用は困難だと思われます。

また、2番についても給食センター手前の南光種苗の倉庫があるところで先程と同様、道幅が狭く、農機具が入っていくのは難しいと思われます。

この件について、皆さんから質疑等がありましたら、挙手でお願いします。

無いようですので質疑を終了し、これから議案第25号「非農地証明について」の採決をします。

原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

ありがとうございました。

全会一致で賛成ですので、本案は許可することに決定いたしました。

続きまして、日程第4、議案第25号「あっせんについて」を議題といたします。
議案説明をお願いします。

○事務局

日程第5議案第26号「あっせんについて」を説明します。資料は5ページです。
今月の申し出は、2件です。

1番です。「貸したい」の申し出です。

場所は現和校区浅川地区の1筆です。希望等については、賃借料を標準額での設定を希望しています。あっせん委員は、2番、鮫島繁樹委員と9番、鮫島貞人委員をお願いします。

2番です。「売りたい」の申し出です。

場所は現和校区武部地区の1筆です。希望等については、特になしです。あっせん委員は、9番、鮫島貞人委員と2番、鮫島繁樹委員をお願いします。

以上で説明を終わります。

○議長

ありがとうございました。

ただ今、「あっせんについて」、説明がありました。

何か、質疑等ありましたら、挙手をお願いします。

(挙手無し)

○議長

無いようですので、あっせん委員になられた方は、よろしくお願いします。

続きまして、日程第6、議案第26号「農用地利用集積等促進計画策定に係る意見について」を議題とします。説明をお願いします。

○事務局

日程第6議案第27号「農用地利用集積等促進計画策定に係る意見について」を説明します。

今回から、議案書の様式を変更しました。変更した理由は、見やすくすることと用紙代のコストカットを目的としております。

今までは、所有者から県地域振興公社、県地域振興公社から耕作者の利用権の設定の内容をそれぞれ契約期間に分けて地目ごとに面積を集計した表、総括表と、利用権の設定内容である内訳を作成し、詳細として契約書のコピーを総会資料としており、ページ数が多くなっていました。

今回、内訳に所有者、受け手と耕作者、出し手のみの契約書の内容を記載し、余計なもの省いた形で様式を変更しました。それにより、総括表と詳細をなくすことができページ数を減らすことができました。

それでは、説明をします。資料は、6ページから7ページです。

利用権の設定を受ける者7人、利用権の設定を行う者11人です。

契約期間が令和8年8月1日から令和13年7月31日までの5年間、10筆、面積20,612㎡。契約期間が令和8年8月1日から令和18年7月31日までの10年間、9筆、面積20,961㎡。合計19筆、合計面積41,573㎡の利用権設定がありました。他契約内容や新規・更新の別等については、資料でご確認ください。

い。

以上で説明を終わります。

○議長

ありがとうございました。

ただいま、事務局のほうから説明がありました。この件につきまして、皆さんから何か質疑、意見がありましたら、挙手をお願いいたします。

○7番委員

10筆くらい賃料が無償の人がいるが、すぐ、作付けするのか？無償ということは、10年間は耕作料と補助金を相殺して耕すためのなのか？

○事務局

そうだと思います。

○議長

他にございませんか？

(挙手無し)

無いようですので、議案第26号「農用地利用集積等促進計画策定に係る意見について」の採決を行います。

議案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

○議長

ありがとうございました。

全会一致で賛成ですので、本案は原案の通り承認することに決定しました。

以上をもちまして本日の議事は終了しました。

なお、農業委員会法第14条及び第24条において、農業委員、推進委員は「職務上知りえた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。」となっていますので、ご注意ください。

会 長 _____ 印

12番委員 _____ 印

13番委員 _____ 印